

改正のポイント

令和3年4月
意匠課

1. はじめに

令和元年意匠法改正により新たに保護対象となった内装について、日本意匠分類(令和2年4月1日施行版)においてL3-7を新設しました。この度、内装及びその他建築物の分野における意匠登録出願の出願動向を踏まえ、業務効率の向上を図るべく、令和3年4月1日に日本意匠分類を改正し、L3-7を細分化した四の分類肢を新設することといたします。

2. 概要

L3-7を廃止し、新たに次の意匠分類を設定します。

L3-70 「内装」

L3-71 「事務所又は教育施設の内装」

L3-72 「住宅の内装」

L3-73 「店舗の内装」

3. 運用開始

出願日が令和3年4月1日以降の意匠登録出願より本運用を適用します。